

# ブリの資源管理について

---

令和7年1月17日(金)

令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会  
(ブリ)

水産庁

# 目 次

---

1. これまでの経緯と今後の予定
2. 資源管理方針(案)
3. 繰入・繰越のルール(ステップ1・2の間の検討課題)
4. 融通ルール、留保の取り方と配分方法(ステップ1・2の間の検討課題)

# 1. これまでの経緯と今後の予定

## 【経緯】

令和4年 7月11日 資源管理手法検討部会

令和5年10月11日 第1回ステークホルダー会合

令和6年 3月19日 第2回ステークホルダー会合

## 【第2回ステークホルダー会合とりまとめ】

- 1 目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量(179千トン)を暫定目標管理基準値として採用する。
- 2 漁獲シナリオの調整係数( $\beta$ )は、0.95を採用する。
- 3 TAC管理の対象範囲にモジャコを含める。また、TAC管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内でモジャコの管理を行う。
- 4 資源評価の分布域と同様に全都道府県を対象とする。
- 5 管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで、②7月1日から翌年6月末日までの2パターンの組み合わせでステップ1に入る(ステップ3に入る前にその他のパターンを検討することは排除しない)。
- 6 ステップ1は、令和7年4月1日に開始する。
- 7 以下はステップ1・2の間にしっかり議論していく。
  - (1)資源管理の目標
  - (2)留保の取り方
  - (3)融通のルール
  - (4)配分方法
  - (5)繰入・繰越のルール

# 1. これまでの経緯と今後の予定

## 【今後の予定】

時期	事項	具体的な内容等
令和7(2025)年 1月10日 ～2月8日	資源管理基本方針の変更(案)の パブリックコメント実施	ブリの資源管理方針の案について、パブリックコメントを実施。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">本日はココ</div>
令和7(2025)年 1月17日	TAC意見交換会の開催	①令和6(2024)年度の資源評価を説明したのち、令和7(2025)管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。 ②ステップ1・2の間の検討課題について出席者と意見交換。
令和7(2025)年 2月	水産政策審議会資源管理分科会 への諮問・答申	資源管理基本方針の変更(案)及びTAC並びに配分の案について諮問・答申。
令和7(2025)年 4月	TAC管理(ステップ1)開始	大臣管理区分、各都道府県ごとに、 ①4月1日から翌年3月末日まで、 ②7月1日から翌年6月末日まで、 のいずれかにおいて、ステップ1の管理を行う。

# 2. 資源管理方針(案)

- 1月10日から、以下の内容でパブリックコメントを開始した(2月8日まで)。
- 2月中旬に水産政策審議会資源管理分科会に諮問したのち、2月中に官報掲載の予定。

特定水産資源	ぶり
管理年度	大臣管理区分、各都道府県ごとに、①4月1日から翌年3月末日まで、②7月1日から翌年6月末日まで、のいずれかにおいて、ステップ1の管理を行う。
目標管理基準値	222千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
暫定目標管理基準値	179千トン(目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量)
限界管理基準値	69千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
漁獲シナリオ	親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。

# 2. 資源管理方針(案)(続き)

<p>大臣管理区分1 (ぶり大中型まき網漁業)</p>	<p>①水域: 大中型まき網漁業の許可に係る操業区域(太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)</p> <p>②漁業の種類: 大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③漁獲可能期間: 周年(管理年度②7月1日から翌年6月末日まで)</p> <p>④漁獲量の管理の手法: 漁獲量の総量の管理</p>
<p>大臣管理区分2 (ぶりその他大臣許可漁業)</p>	<p>①水域: 当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域(外国の領海及び排他的経済水域(ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)</p> <p>②漁業の種類: 大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの</p> <p>③漁獲可能期間: 周年(管理年度②7月1日から翌年6月末日まで)</p> <p>④漁獲量の管理の手法: 漁獲量の総量の管理</p>
<p>都道府県</p>	<p>(管理年度①4月1日から翌年3月末日まで) 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県 (管理年度②7月1日から翌年6月末日まで) 北海道、新潟県、富山県、石川県、福井県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p>
<p>TACの配分基準</p>	<p>ステップ2の管理を開始する際に定める。</p>
<p>報告期限</p>	<p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで (都道府県知事から農林水産大臣への報告)陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで</p>
<p>TACによる管理以外の手法</p>	<p>資源管理協定の締結促進</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、その上で、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3を開始することを目指す。</li> <li>●当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中の漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。</li> <li>●養殖用種苗(モジャコ)について、TAC管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。</li> </ul>

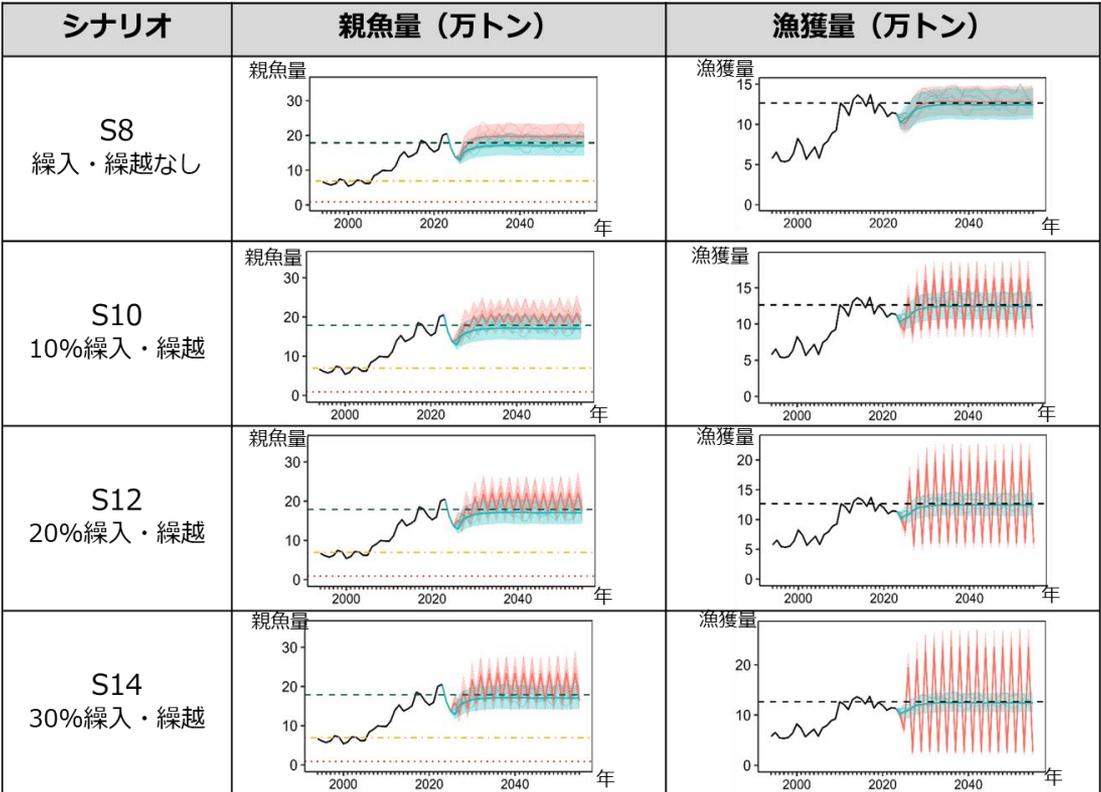
### 3. 繰入・繰越のルール(ステップ1・2の間の検討課題)

- 資源管理方針(案)の「その他資源管理に関する重要事項」に以下の内容を記載している。  
『当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中の漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。』
- 研究機関は、繰入・繰越を考慮した将来予測の試算を実施した(結果は次スライド)。

### 3. 繰入・繰越のルール(繰入・繰越を考慮した将来予測の結果)

- 繰入・繰越を1年ごとに交互に繰り返す漁獲シナリオの下では、隔年で親魚量の予測値が減少した。
- 漁獲シナリオの調整係数( $\beta$ )=0.95の下で10年後に暫定管理基準値を50%以上の確率で上回る繰入れと繰越しの割合(その管理年度の算定漁獲量を基準とした割合)の上限は15%になる。
- 同じ $\beta$ の下では、繰入れと繰越しの割合が大きくなるに従って、①平均漁獲量の予測値の変動幅が大きくなる、②管理1年目の平均漁獲量の予測値よりも管理10年目の平均漁獲量の予測値がより小さくなる。
- 再生産関係の90%予測区間を下回る低い加入が近年連続して観測されており、このような低い加入が連続して起こるような場合においては、試算結果よりも繰入・繰越の影響が大きくなり、資源の減少を加速させるおそれがある。

【繰入・繰越を考慮した親魚量と平均漁獲量の予測値の推移( $\beta=0.95$ の場合)(資料1から抜粋)】



## 4. 融通ルール、留保の取り方と配分方法(ステップ1・2の間の検討課題)

- 資源管理基本方針は以下のように規定している。
  - ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始する。
  - このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。
- 上記の下、融通ルール、留保の取り方と配分方法について、案の策定に向けてステップ1・2の間に議論していく。
- このほか、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、当該操業による実績の扱いについてステップ1・2の間に議論していく。